

四半期報告書

(第67期第1四半期)

自 平成21年1月1日
至 平成21年3月31日

株式会社 三陽商会

(E00593)

第67期第1四半期（自平成21年1月1日 至平成21年3月31日）

四半期報告書

- 1 本書は金融商品取引法第24条の4の7第1項に基づく四半期報告書を、同法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して、平成21年5月14日に提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書を末尾に綴じ込んでおります。

株式会社 三陽商会

目 次

	頁
表 紙	1
第一部 企業情報	2
第1 企業の概況	2
1 主要な経営指標等の推移	2
2 事業の内容	3
3 関係会社の状況	3
4 従業員の状況	3
第2 事業の状況	4
1 生産、受注及び販売の状況	4
2 経営上の重要な契約等	5
3 財政状態及び経営成績の分析	5
第3 設備の状況	10
第4 提出会社の状況	11
1 株式等の状況	11
(1) 株式の総数等	11
(2) 新株予約権等の状況	11
(3) ライツプランの内容	11
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移	11
(5) 大株主の状況	11
(6) 議決権の状況	12
2 株価の推移	13
3 役員の状況	13
第5 経理の状況	14
1 四半期連結財務諸表	15
(1) 四半期連結貸借対照表	15
(2) 四半期連結損益計算書	17
(3) 四半期連結キャッシュ・フロー計算書	18
2 その他	23
第二部 提出会社の保証会社等の情報	24
[四半期レビュー報告書]	巻末

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年5月14日
【四半期会計期間】	第67期第1四半期(自平成21年1月1日至平成21年3月31日)
【会社名】	株式会社三陽商会
【英訳名】	SANYO SHOKAI LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長兼社長執行役員 杉浦昌彦
【本店の所在の場所】	東京都港区海岸一丁目2番20号
【電話番号】	東京03(6453)局3400番(代表)
【事務連絡者氏名】	経理財務本部 経理部長 中島和也
【最寄りの連絡場所】	東京都港区海岸一丁目2番20号
【電話番号】	東京03(6453)局3400番(代表)
【事務連絡者氏名】	経理財務本部 経理部長 中島和也
【縦覧に供する場所】	株式会社三陽商会 大阪支店 (大阪市中央区久太郎町二丁目4番11号クラブウアネックスビル8階) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第67期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第66期
会計期間	自平成21年 1月1日 至平成21年 3月31日	自平成20年 1月1日 至平成20年 12月31日
売上高(百万円)	26,784	133,089
経常利益又は経常損失(△) (百万円)	△556	4,839
当期純利益又は四半期純損失 (△)(百万円)	△418	2,296
純資産額(百万円)	53,557	56,334
総資産額(百万円)	103,198	107,338
1株当たり純資産額(円)	425.78	447.88
1株当たり当期純利益金額又は四 半期純損失金額(△)(円)	△3.32	17.26
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)	—	—
自己資本比率(%)	51.9	52.5
営業活動による キャッシュ・フロー(百万円)	△3,948	69
投資活動による キャッシュ・フロー(百万円)	△249	△3,491
財務活動による キャッシュ・フロー(百万円)	2,108	△1,531
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高(百万円)	6,764	8,853
従業員数(人)	1,984	2,001

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含んでおりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

3 【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、以下の会社が新たに提出会社の関係会社となりました。

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
(持分法適用関連会社) バーバリー・インター ナショナル株式会社	東京都千代田区	200	雑貨及び衣料品 の販売	29.0	役員の兼任1名

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成21年3月31日現在

従業員数（人）	1,984（5,218）
---------	--------------

- (注) 1 従業員数は就業人員であります。
2 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の当第1四半期連結会計期間の平均雇用人員であります。

(2) 提出会社の状況

平成21年3月31日現在

従業員数（人）	1,931（5,070）
---------	--------------

- (注) 1 従業員数は就業人員であります。
2 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の当第1四半期連結会計期間の平均雇用人員であります。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当第1四半期連結会計期間における生産実績は次のとおりであります。

区分	生産高(百万円)
紳士服・洋品	6,637
婦人子供服・洋品	10,015
服飾品他	2,054
合計	18,707

(注) 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注実績

該当事項はありません。

(3) 販売実績

当第1四半期連結会計期間における販売実績は次のとおりであります。

区分	販売高(百万円)
紳士服・洋品	8,636
婦人子供服・洋品	15,591
服飾品他	2,556
合計	26,784

(注) 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3 【財政状態及び経営成績の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

(1) 経営成績の分析

当第1四半期連結会計期間におけるわが国経済は、海外大手金融機関の破綻を契機に引き起こされた世界的な規模での急激な信用収縮により、実体経済の悪化が鮮明になり、企業収益が急速に悪化しました。また、民間設備投資の減速や雇用調整が顕在化したほか、個人消費も急速に冷え込むなど非常に厳しい状況で推移しました。

当アパレル業界におきましても、生活防衛意識の高まりから消費マインドの大幅な減退は依然根強く、また暖冬などの天候不順の影響も加わり、かつてない厳しい状況となりました。

このような経営環境のなかで、当社グループは従来からの方針に基づく積極的な営業活動を展開すると同時に、商品企画、販路の見直しや柔軟な生産調整等、環境変化に対応した経営に注力してまいりました。昨年（平成20年5月）には、分散していた本社事務所機能を新本店所在地に統合し、業務の一層の効率化を追求するとともに、更なる発展に向けて今期新たに「中期経営ビジョン2009（HAPPY創造企業をめざして）」を策定し、業績の向上に努めてまいりました。

この結果、当社グループの当第1四半期の売上高は267億8千4百万円（前年同期は329億1千1百万円）、営業損失は4億6千万円（前年同期は24億6千3百万円の営業利益）、経常損失は5億5千6百万円（前年同期は23億8千3百万円の経常利益）、四半期純損失は4億1千8百万円（前年同期は4億8千4百万円の純利益）となりました。

なお、当連結会計年度より「四半期財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第12号）及び「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第14号）を適用しているため、文中の前年同期の金額は参考として記載しております。

(2) 財政状態の分析

当第1四半期連結会計期間末における資産総額は、前連結会計年度末に比べ41億4千万円減少し1,031億9千8百万円となりました。これは売上債権が53億2千3百万円減少したこと等によるものであります。

負債総額は前連結会計年度末に比べ13億6千3百万円減少し、496億4千万円となりました。これは借入金が39億9千7百万円増加し、仕入債務が25億2千1百万円、未払法人税等が29億1千7百万円減少したこと等によるものであります。

また、純資産は利益剰余金が23億1千万円減少したこと等により535億5千7百万円となりました。

この結果、自己資本比率は51.9%となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結会計期間における現金及び現金同等物は、前連結会計年度末に比べ20億8千8百万円減少し67億6千4百万円となりました。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当第1四半期連結会計期間の営業活動によるキャッシュ・フローは、売上債権の減少により54億1千4百万円の増加となりましたが、たな卸資産の増加による減少43億7百万円や法人税等の支払額29億5千6百万円等により39億4千8百万円の支出となりました。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当第1四半期連結会計期間の投資活動によるキャッシュ・フローは、店舗内装工事等に伴う固定資産の取得による支出2億2百万円等により2億4千9百万円の支出となりました。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当第1四半期連結会計期間の財務活動によるキャッシュ・フローは、短期借入金の返済30億円や配当金の支払18億8千6百万円等の支出がありましたが、長期借入金による70億円の収入があり、差引21億8百万円の収入となりました。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更はありません。また、新たに生じた課題はありません。

会社の支配に関する基本方針及び当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）

①会社の支配に関する基本方針の内容について

(イ)当社の企業理念、CSR基本方針及び経営ビジョン

当社は、当社の企業理念、CSR基本方針及び経営ビジョンについて、以下のとおりを考えております。

(企業理念)

「真・善・美」を社是とし、ファッションを通じ美しく豊かな生活文化を創造し、社会の発展に貢献することを経営理念としています。

(CSR基本方針)

ファッション製品を製造販売する事業活動を通じ、三陽商会の社会的存在意義を常に考えつつ、社会に有用な製品・サービスを提供することで、企業価値の持続的向上を追求することが、当社の社会に対する責任の基本であると考えます。

事業活動の遂行においては、株主、顧客、社員、仕入先、得意先、地域社会、その他の当社に関連する全ての方々の満足と信頼を獲得することを念頭に、誠実で健全な、社会的に正しい行動をとることを基本と考えます。

(経営ビジョン)

「HAPPY創造企業」をめざして

優れた品質に裏打ちされたファッション感度の高いアパレル製品と価値あるサービスをお客様に提供することによって「HAPPY」を創造し続ける「オンリーワン企業」をめざします。

当社が創造する「HAPPY」とは、すべてのステイクホルダーと共に歩み、一人ひとりの夢を実現していくことと考えます。

- ・株主と共に 透明性と安定性が高い経営
- ・顧客と共に 「品質」と「サービス」の向上による「顧客満足」
- ・社員と共に 社員一人ひとりが感じる「やりがい」
- ・取引先と共に 信頼関係の構築と「Win-Win」の関係
- ・社会と共に 地域社会への貢献と環境への配慮

そしてこの考え方に立脚して以下の方針を「経営ビジョン」に盛り込んでおります。

1. 事業構造の変革と既存事業の効率化・質の向上の実現

新販路の更なる拡大及びブランド軸経営の強化をめざし、これら事業を支える組織・人事体制の整備を行います。また事業構造の変革に資するM&Aも検討してまいります。

2. 企画提案力の強化と顧客価値の創造

お客様が求める、より良いもの創りと、お客様が感動するサービスの提供を実現いたします。

3. 効率経営の推進

経営資源の傾斜配分による事業と投資の選択と集中に努め、また採算管理の徹底を推進いたします。

4. 社会の一員としての使命を果たす企業への成長

コンプライアンス経営を実践し、安全で安心な商品及びサービスの提供を常に心掛けると共に、環境に配慮した経営を実践いたします。

当社はこのような企業理念、CSR基本方針及び経営ビジョンこそが当社の企業価値及び株主共同の利益の源泉に他ならないと考えております。

(ロ)基本方針の内容

当社は、昭和46年7月より、株式を東京証券取引所へ上場、市場に公開しております。上場会社である以上、当社取締役会が、当社株主の皆様及び投資家の皆様による当社株式の売買を妨げることはありません。当社取締役会といたしましては、上記(イ)「当社の企業理念、CSR基本方針及び経営ビジョン」で述べた当社の企業理念、CSR基本方針及び経営ビジョンを背景に、中長期的視点から当社の企業価値及び株主共同の利益の向上をめざし、これによって当社株主の皆様が長期的かつ継続的に当社の経営方針に賛同し、当社への投資を継続していただくために邁進いたしますが、大規模買付者が出現した場合、当該大規模買付者が当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適切であるか否かの判断につきましては、最終的には当社株主の皆様ご意思に委ねられるべきであると考えております。

しかしながら、株式の大規模買付行為又はこれに類する行為の中には、その目的・態様等から見て企業価値及び株主共同の利益を毀損するもの、大規模買付行為又はこれに類する行為に応じることを対象会社の株主に強要して不利益を与えるおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主に対し大規模買付行為又はこれに類する行為の内容や大規模買付者についての十分な情報を提供せず、取締役会や株主による買付条件等の検討や対象会社の取締役会の代替案の提案に要する十分な時間を提供しないもの等、対象会社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上を妨げ、個々の株主の皆様ご判断に委ねるべき前提を欠くものも少なくありません。

当社は、このように当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上を妨げるような大規模買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えており、このような大規模買付行

為に対しては、当社株主の皆様の事前の承認や、当社株主の皆様の意思決定に基づき、当社取締役会が、法令及び定款によって許容される限度において当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上のための相当な措置を講じるべきであると考え、これを、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針といたします。

②会社の支配に関する基本方針の実現に資する取組みについて

当社では、上記①(イ)「当社の企業理念、CSR基本方針及び経営ビジョン」で述べた、当社の企業理念、CSR基本方針及び経営ビジョンの下、当社の企業価値及び株主共同の利益の向上に努めております。「中期経営ビジョン2009」においては、百貨店得意先グループとの取組み強化に加え、新販路への積極的展開、中国等の海外事業への取組みからなる「販路戦略」、ブランド価値の最大活用と核ブランド群の育成、時代性を捉えた新ブランドと新商品の開発及びお客様とブランドを結ぶサービスの向上からなる「ブランド戦略」、事業運営の効率化、ロジスティクスの更なる進化、組織体制の見直しと人材の育成に加え、当社のステイクホルダーの皆様と共に歩む経営をめざしたCSR経営の強化からなる「経営基盤強化に向けた施策」を3つの重点戦略としており、この「中期経営ビジョン2009」を着実に実行していくことが当社の企業価値を向上させ、ひいては株主共同の利益の最大化に資すると考えております。

また、当社は、コーポレート・ガバナンス体制の充実に向けた取組みを経営上の最重要課題のひとつと認識しております。平成19年3月29日開催の定時株主総会より、取締役会における迅速な意思決定と業務監督機能の強化を図るため、取締役の人数を6名にするとともに、内1名を社外取締役といたしました。監査役につきましても常勤監査役2名、社外監査役3名の体制といたしました。内部統制体制の整備・強化につきましても、内部統制委員会及び内部統制推進室を設置し、また監査役、内部監査室とも連携し、会社法及び金融商品取引法への対応にとどまらず、業務改革の視点からも整備を強力に進めております。

③会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みについて

当社は、上記①「会社の支配に関する基本方針の内容について」で述べたような会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一つとして、平成19年10月26日に開催された取締役会において、当社株式の大規模買付行為に関する対応方針(以下、「本対応方針」といいます。)を全取締役の賛成により決定、導入し、平成20年3月28日開催の当社定時株主総会において承認の決議を得ております。

その具体的内容は以下のとおりです。

大規模買付行為に関する基本的考え方

もとより、当社取締役会は、あらゆる大規模買付行為に対して否定的な見解を有するものではありません。しかし、株式の大規模買付行為の中には、必ずしも対象会社の企業価値、ひいては、株主共同の利益を確保し、向上させることにはならないと思われるものも少なくありません。そのような大規模買付行為に対しては、当社として、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上が妨げられるような事態が生ずることのないように、上記①「会社の支配に関する基本方針の内容について」で述べたような基本方針に基づき、予め何らかの対抗措置を講ずる必要があると考えます。もっとも、当社の企業価値を毀損し、会社の利益ひいては株主共同の利益を害する大規模買付行為以外の大規模買付行為については、それを受け入れるべきか否かの最終的な判断は、当社取締役会ではなく当社株主の皆様に委ねられるべきものと考えております。

上記のように、大規模買付行為に対する最終的な判断が当社株主の皆様に委ねられるべき場合において、これに対して当社株主の皆様が適切な判断を行うためには、当社株主の皆様に十分な情報提供がなされ、かつ、熟慮に必要な十分な時間が与えられる必要があります。このような観点から、本対応方針は、大規模買付者に対して、以下に述べるような情報提供を行うこと、及び、当社株主の皆様のための熟慮に必要な時間が経過するまでは大規模買付行為を開始しないことを求めることを基本としております。

なお、上記②「会社の支配に関する基本方針の実現に資する取組みについて」で述べた当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上のための取組みに鑑みれば、大規模買付者からのみならず、当社取締役会からも適切な情報提供がなされることが、当社株主の皆様が大規模買付行為の買付対価をはじめとした諸条件の妥当性等を判断する上で、役立つものと考えられます。このような観点から、当社取締役会としては、当社株主の皆様がより適切な判断を下せるよう、大規模買付者に対して大規模買付行為に関する情報提供を求め、かかる情報提供がなされた後、当社取締役会においてこれを評価・検討し、当社取締役会としての意見を取りまとめて公表いたします。そして、当社取締役会が必要と判断した場合には、当社取締役会は大規模買付者との交渉や当社株主の皆様への代替案の提示を行うこととします。

当社取締役会は、大規模買付行為が、上記の基本的な考え方を具体化した一定の合理的なルールに従って進められることが、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に資すると考え、当社株式の大規模買付行為に関するルール(以下「大規模買付ルール」といいます。)を設定し、大規模買付者に対して大規模買付ルールの遵守を求めます。そして、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、当社取締役会は、

当該ルールの違反のみをもって、一定の対抗措置を講じることができることといたします。上記の基本的な考え方に照らし、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しないこと自体が、当社株主の皆様が適切な判断をするために必要な情報と時間の確保に対する脅威であり、当社株主共同の利益を損なうものと考えられるからです。また、当該ルールを予め設定し透明性を図ることは、当該ルールを設定していない場合に比して、大規模買付者の予見可能性を確保し、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に適うような大規模買付行為に対してまで萎縮的効果を及ぼしこれを制限してしまう事態を、未然に防止できることにもなると考えております。

なお、大規模買付ルールの詳細については、当社ホームページ(<http://www.sanyo-shokai.co.jp/>)に掲載している平成19年10月26日付「会社の支配に関する基本方針及び当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の導入について」をご覧ください。

- ④本対応方針が会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の役員の地位の維持を目的とするものでないことについて

本対応方針は、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（1.企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、2.事前開示・株主意思の原則、3.必要性・相当性確保の原則）を以下のとおり充足しており、高度な合理性を有していると同時に、上記①「会社の支配に関する基本方針の内容について」で述べた基本方針に沿うものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、当社の役員の地位の維持を目的とするものでもありません。

(イ)当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本対応方針は、大規模買付行為が行われた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを当社株主の皆様が判断するために必要な情報や時間、あるいは当該大規模買付行為に対する当社取締役会の意見や当社取締役会による代替案の提示を受ける機会を確保すること等を可能にするものであり、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されるものです。

(ロ)株主の合理的意思に依拠したものであること

当社は、平成20年3月28日開催の当社定時株主総会において、本対応方針を議案としてお諮りし、承認の決議を得ております。そのため、本対応方針の内容は、当社株主の皆様の合理的意思に依拠したものとなっております。

さらに、取締役会の選出により株主意思の確認手続として株主総会が開催される場合には、対抗措置の発動は、当社株主の皆様の直接の意思に依拠することになりますし、また、取締役会が独立委員会への諮問を選択した場合も、株主総会から授権された独立委員会が対抗措置発動の要否を取締役に勧告するものです。

(ハ)独立性の高い社外者の判断の重視

当社は、本対応方針の運用に関し、対抗措置発動等の運用に際して、当社取締役会の恣意的判断を排除し、当社株主の皆様のために客観的かつ合理的な判断に基づき、当社取締役会に対し勧告を行う諮問機関として、株主総会から授権された独立委員会を設置します。

また、独立委員会の委員は3名以上5名以内とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立し、当社及び当社の業務執行を行う経営陣との間に特別の利害関係を有していない社外取締役、社外監査役、弁護士、公認会計士、税理士、学識経験者、投資銀行業務又は当社の業務領域に精通している者、社外の経営者の中から、株主総会の承認を得て選任されます。

(ニ)合理的な客観的発動要件の設定

本対応方針は、予め定められた合理的かつ詳細な客観的発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを十分に確保しているものといえます。

(ホ)取締役の恣意的判断防止のための措置

本対応方針においては、取締役会は株主総会の意思を直接確認し、又は、株主総会から授権された独立委員会の勧告を最大限尊重するように設定されております。このように、大規模買付ルールが遵守された場合の対抗策の発動について、対抗措置の発動は当社株主の皆様が直接又は間接の意思に基づきなされるものであり、当社取締役会による恣意的な対抗措置の発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

(ヘ)デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本対応方針は、当社の株主総会又は株主総会で選任された取締役で構成される取締役会によりいつでも廃止することができるものとされており、いわゆるデッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、対抗措置の発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は期差任期制を採用していないため、本対応方針はスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、対抗措置の発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

(5) 研究開発活動

特記事項はありません。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	400,000,000
計	400,000,000

②【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成21年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成21年5月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	126,229,345	126,229,345	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数 1,000株
計	126,229,345	126,229,345	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成21年2月20日 (注)	△10,000,000	126,229,345	—	15,002	—	3,800

(注) 発行済株式総数の減少は自己株式の消却によるものであります。

(5)【大株主の状況】

1. 当社は前事業年度末(平成20年12月31日)において自己株式10,450千株(発行済株式総数に対する所有株式数の割合7.67%)を保有しておりましたが、当第1四半期連結会計期間(平成21年2月20日付)において会社法第178条の規定に基づき、10,000千株の消却を実施しております。

なお、当第1四半期連結会計期間末(平成21年3月31日)における保有自己株式数は459千株であります。

2. 住友信託銀行株式会社から平成21年2月13日付の大量保有報告書(変更報告書)の写しの送付があり、以下の株式を保有している旨の報告を受けておりますが、株主名簿の記載内容が確認できないため、当社として実質所有株式数の確認が出来ません。

なお、その大量保有報告書(変更報告書)写しの内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
住友信託銀行株式会社	大阪府大阪市中央区北浜四丁目 5番33号	7,334	5.38

3. シティバンク銀行株式会社から平成21年3月6日付の大量保有報告書（変更報告書及び訂正報告書）の写しの送付があり、以下の株式を共同保有している旨の報告を受けておりますが、株主名簿の記載内容が確認できないため、当社として実質所有株式数の確認が出来ません。

なお、その大量保有報告書（変更報告書及び訂正報告書）写しの内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
シティグループ・グローバル・マーケッツ・リミテッド	英国・ロンドン・カナリーワーフ・カナダスクエア・シティグループセンター	1,201	0.95
日興アセットマネジメント株式会社	東京都港区赤坂九丁目7番1号	7,206	5.71
日興シティグループ証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目5番1号	116	0.09

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成20年12月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

①【発行済株式】

平成20年12月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	普通株式 10,450,000	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 124,873,000	124,872	—
単元未満株式	普通株式 906,345	—	—
発行済株式総数	136,229,345	—	—
総株主の議決権	—	124,872	—

(注) 1 「完全議決権株式（その他）」の中には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が1,000株含まれており、議決権の数には含めておりません。

2 「単元未満株式」には当社所有の自己株式705株が含まれております。

※ 平成21年2月20日に自己株式10,000,000株の消却を行っております。

②【自己株式等】

平成20年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数（株）	他人名義所有 株式数（株）	所有株式数の 合計（株）	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合（%）
㈱三陽商会	東京都港区海岸1-2-20	10,450,000	—	10,450,000	7.72
計	—	10,450,000	—	10,450,000	7.72

※ 平成21年2月20日に自己株式10,000,000株の消却を行っております。

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成21年 1月	2月	3月
最高(円)	369	342	365
最低(円)	310	292	275

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員の状態】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の変動はありません。

第5【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、四半期連結財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成20年8月7日内閣府令第50号）附則第7条第1項第5号ただし書きにより、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第1四半期連結累計期間（平成21年1月1日から平成21年3月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成21年3月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	6,764	8,853
受取手形及び売掛金	11,614	16,937
商品及び製品	29,526	25,166
繰延税金資産	2,746	2,505
その他	1,508	2,141
貸倒引当金	△104	△134
流動資産合計	52,054	55,469
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	9,134	9,303
土地	19,029	19,029
その他（純額）	1,797	1,725
有形固定資産合計	※1 29,962	※1 30,058
無形固定資産	976	963
投資その他の資産		
投資有価証券	11,842	12,671
繰延税金資産	1,960	1,626
敷金及び保証金	6,096	6,045
その他	639	927
貸倒引当金	△334	△424
投資その他の資産合計	20,204	20,846
固定資産合計	51,143	51,868
資産合計	103,198	107,338

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成21年3月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年12月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	18,663	21,185
短期借入金	9,702	10,204
未払消費税等	224	528
未払法人税等	96	3,013
賞与引当金	1,625	650
返品調整引当金	860	1,180
その他	4,584	4,963
流動負債合計	35,755	41,724
固定負債		
長期借入金	9,700	5,200
長期未払金	1,103	1,116
再評価に係る繰延税金負債	1,975	1,975
退職給付引当金	664	550
その他	441	436
固定負債合計	13,885	9,279
負債合計	49,640	51,004
純資産の部		
株主資本		
資本金	15,002	15,002
資本剰余金	10,064	15,081
利益剰余金	27,564	29,875
自己株式	△228	△5,243
株主資本合計	52,403	54,716
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	981	1,501
繰延ヘッジ損益	△26	△68
土地再評価差額金	167	162
為替換算調整勘定	24	22
評価・換算差額等合計	1,147	1,617
少数株主持分	6	—
純資産合計	53,557	56,334
負債純資産合計	103,198	107,338

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

当第1四半期連結累計期間
(自 平成21年1月1日
至 平成21年3月31日)

売上高	26,784
売上原価	14,072
売上総利益	12,712
販売費及び一般管理費	※1 13,172
営業損失(△)	△460
営業外収益	
受取利息	4
受取配当金	0
受取賃貸料	100
その他	55
営業外収益合計	160
営業外費用	
支払利息	45
賃貸費用	157
持分法による投資損失	52
その他	1
営業外費用合計	257
経常損失(△)	△556
特別利益	
貸倒引当金戻入額	117
固定資産売却益	1
特別利益合計	118
特別損失	
固定資産除却損	33
投資有価証券評価損	58
特別損失合計	92
税金等調整前四半期純損失(△)	△530
法人税、住民税及び事業税	137
法人税等調整額	△248
法人税等合計	△111
少数株主損失(△)	△0
四半期純損失(△)	△418

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

当第1四半期連結累計期間
 (自 平成21年1月1日
 至 平成21年3月31日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純損失 (△)	△530
減価償却費	292
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△119
受取利息及び受取配当金	△4
支払利息	45
持分法による投資損益 (△は益)	52
有形固定資産売却損益 (△は益)	△1
有形固定資産除却損	33
投資有価証券評価損益 (△は益)	58
返品調整引当金の増減額 (△は減少)	△320
賞与引当金の増減額 (△は減少)	975
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	113
売上債権の増減額 (△は増加)	5,414
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△4,307
仕入債務の増減額 (△は減少)	△2,521
その他	△177
小計	△996
利息及び配当金の受取額	3
利息の支払額	△28
法人税等の支払額	△2,956
法人税等の還付額	28
営業活動によるキャッシュ・フロー	△3,948
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△202
有形固定資産の売却による収入	2
無形固定資産の取得による支出	△31
その他	△17
投資活動によるキャッシュ・フロー	△249
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の返済による支出	△3,000
長期借入れによる収入	7,000
長期借入金の返済による支出	△2
配当金の支払額	△1,886
その他	△2
財務活動によるキャッシュ・フロー	2,108
現金及び現金同等物に係る換算差額	0
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△2,088
現金及び現金同等物の期首残高	8,853
現金及び現金同等物の四半期末残高	※1 6,764

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第1四半期連結会計期間 (自 平成21年1月1日 至 平成21年3月31日)
1. 持分法の適用に関する事項の変更	持分法適用関連会社 (1) 持分法適用関連会社の変更 当第1四半期連結会計期間より、当社は新たにバーバリー・インターナショナル株式会社の株式を取得したため、持分法適用の範囲に含めております。 (2) 変更後の持分法適用関連会社の数 3社
2. 会計処理基準に関する事項の変更	「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」の適用 当第1四半期連結会計期間より、「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号 平成18年5月17日)を適用しております。 なお、この変更による損益への影響はありません。

【簡便な会計処理】

	当第1四半期連結会計期間 (自 平成21年1月1日 至 平成21年3月31日)
1. 一般債権の貸倒見積額の算定方法	一般債権に係る貸倒引当金は、前連結会計年度末に算定した貸倒実績率等から著しい変化がないと認められるため、前連結会計年度の貸倒実績率等を用いて算定しております。
2. 棚卸資産の評価方法	当第1四半期連結会計期間末の棚卸高の算出に関しては、実地棚卸を省略し前連結会計年度末に係る実地棚卸高を基礎として合理的な方法により算定しております。 棚卸資産の簿価切下げに関しては、収益性の低下が明らかなものについてのみ正味売却価額を見積り、簿価切下げを行う方法によっております。 営業循環過程から外れた滞留又は処分見込等の棚卸資産で前連結会計年度末において帳簿価額を処分見込価額まで切り下げているものについては、前連結会計年度以降に著しい変化がないと認められる限り、前連結会計年度末における貸借対照表価額で計上する方法によっております。
3. 原価差異の配賦方法	標準原価を適用しているため、原価差異については、当該原価差異の棚卸資産と売上原価への配賦を年度決算と比較して簡便的に実施しております。

	当第1四半期連結会計期間 (自 平成21年1月1日 至 平成21年3月31日)
4. 固定資産の減価償却費の 算定方法	定率法を採用している資産については、 連結会計年度に係る減価償却費の額を期間 按分して算定する方法によっております。
5. 法人税等並びに繰延税金 資産及び繰延税金負債の算 定方法	法人税等の納付税額の算定に関しては、 加味する加減算項目や税額控除項目を重要 なものに限定する方法によっております。 繰延税金資産の回収可能性の判定に関し ては、前連結会計年度末以降に経営環境 等、かつ、一時差異等の発生状況に著しい 変化がないと認められる場合には、前連結 会計年度において使用した将来の業績予測 やタックス・プランニングを利用する方法 によっており、前連結会計年度末以降に経 営環境等、又は、一時差異等の発生状況に 著しい変化が認められた場合には、前連結 会計年度において使用した将来の業績予測 やタックス・プランニングに当該著しい変 化の影響を加味したものを利用する方法に よっております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成21年3月31日)	前連結会計年度末 (平成20年12月31日)
※1 有形固定資産の減価償却累計額 16,776百万円	※1 有形固定資産の減価償却累計額 16,592百万円

(四半期連結損益計算書関係)

当第1四半期連結累計期間 (自 平成21年1月1日 至 平成21年3月31日)
※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は 次のとおりであります。
給料手当 6,750百万円
広告宣伝費 1,178
賞与引当金繰入額 679
退職給付費用 195
減価償却費 133
不動産賃借料 1,139

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間 (自 平成21年1月1日 至 平成21年3月31日)	
※1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年3月31日現在)	
現金及び預金勘定	6,764百万円
現金及び現金同等物	6,764百万円

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成21年3月31日)及び当第1四半期連結累計期間(自 平成21年1月1日 至 平成21年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 126,229千株

2. 自己株式の種類及び株式数

普通株式 459千株

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成21年3月27日 定時株主総会	普通株式	1,886	15	平成20年12月31日	平成21年3月30日	利益剰余金

5. 株主資本の金額の著しい変動

当社は、平成21年2月12日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づき、自己株式の消却を決議し、同月20日に10,000,000株の消却を実施いたしました。

これにより、資本剰余金が50億1千6百万円減少し、自己株式も同額減少しております。

この結果、当第1四半期連結会計期間末における資本剰余金が100億6千4百万円、自己株式が2億2千8百万円になっております。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間（自平成21年1月1日 至平成21年3月31日）

全セグメントの売上高の合計及び営業損益の金額の合計額に占める「衣料品等繊維製品事業」の割合がいずれも90%を超えているため、その記載を省略しております。

【所在地別セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間（自平成21年1月1日 至平成21年3月31日）

全セグメントの売上高の合計に占める「本邦」の割合が90%を超えているため、その記載を省略しております。

【海外売上高】

当第1四半期連結累計期間（自平成21年1月1日 至平成21年3月31日）

海外売上高が、連結売上高の10%未満であるため、その記載を省略しております。

(有価証券関係)

前連結会計年度の末日と比較して著しい変動はありません。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第1四半期連結会計期間末 (平成21年3月31日)		前連結会計年度末 (平成20年12月31日)	
1株当たり純資産額	425.78円	1株当たり純資産額	447.88円

2. 1株当たり四半期純損失金額

当第1四半期連結累計期間 (自平成21年1月1日 至平成21年3月31日)	
1株当たり四半期純損失金額	3.32円
なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、1株当たり四半期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	

(注) 1株当たり四半期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年1月1日 至平成21年3月31日)
四半期純損失(百万円)	418
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—
普通株式に係る四半期純損失(百万円)	418
期中平均株式数(千株)	125,774

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(リース取引関係)

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っていますが、当第1四半期連結会計期間におけるリース取引残高は前連結会計年度末に比べて著しい変動が認められないため、記載しておりません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年5月14日

株式会社 三陽商会

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 山田 眞之助 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 秋田 英明 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社三陽商会の平成21年1月1日から平成21年12月31日までの連結会計年度の第1四半期連結累計期間（平成21年1月1日から平成21年3月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社三陽商会及び連結子会社の平成21年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。